

新年のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長 栗原 克文



平成27年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。桑名間税会の会員の皆様には、日頃から活動を通じて、税務行政に格別の御理解と多大な御協力を賜り、

厚く御礼申し上げます。さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しています。

また、それらに加え、消費税法の改正、相続税の課税ベースの拡大及び社会保障・税番号制度の導入に向けた準備など、様々な課題が山積しています。

その中で、私どもとしては、事業者の方が、新税率が適用される取引を含む消費税等の適正な申告・納付が行えるよう、広報・相談・指導の各種施策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、これらの取組は、私どものみの方では十分とは言えず、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした活動を推進されている間税会の皆様のお力添えが必要不可欠と考えていますので、引き続き御支援と御協力をお願いいたします。

そうした中、昨年9月に福岡市で開催された全国間税会総連合会の通常総会において「消費税期限内完納推進宣言」をされたことについて、大変心強く感じています。

また、今年の全国間税会総連合会の通常総会は、三重県で開催されることが決定しており、それに向けて実行委員会を立ち上げ、準備をしておられると聞いています。皆様には、当日まで大変御苦労をお掛けすることになりますが、素晴らしい大会となり、成功されることを心からお祈り申し上げます。

ところで、私どもに課せられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たしていくためには、不断に組織の事務効率を高めていく必要があります。

特に、e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、税務行政の効率化だけでなく、納税者の利便性の向上にも寄与するものでありますので、会員の皆様や主要企業はもとより、多くの方々に利用いただけるよう、更なる御協力をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、桑名間税会の御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の益々の御繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

桑名間税会だより 第32号 平成27年1月30日 桑名間税会 編集責任者：青山茂孝

新年のごあいさつ

桑名税務署長 北川 昌弘



新年あけましておめでとうございませう。平成27年の新春を迎え、桑名間税会の皆様には、日頃から間税会活動を通じて、税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので、昨年7月の桑名税務署への着任以来半年が経過しました。その間、石取祭など多彩なイベントを通じて伝統・歴史・文化の街、「桑員地域」を満喫するとともに、青山会長をはじめ役員並びに会員の皆様とお会いする機会に恵まれました。また、貴間税会の活発な活動を拝見させていただきました。

特に、桑名間税会ホームページでの「消費税クイズ」の実施による啓蒙活動、次世代を担う子供たちへの租税教育を目的とする「中学生の税の標語」の募集、更には、「かんちゃん・しょうちゃん」を全国間税会総連合会のイメージキャラクターとする取組を積極的に推進されるなど、ポランテアで創意工夫を凝らし様々な活動を展開しておられます。また、本年9月に、この桑名の地で開催されました全国間税会総連合会第42回通常総会「三重大会」につきましても、東海間税会連合会の中心となり、その準備に御尽力いただいているところであり、皆様には本当に頭の下がる思いでありますとともに、深く敬意を表する次第であります。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出の堅調な推移や設備投資の増加、更には雇用の拡大など、緩やかではあります。また、経済以外の面に目を向けますと、赤崎、天野、中村の三氏によるノーベル物理学賞受賞など、私たちに元気を与えてくれる大変喜ばしい出来事がありました。

このような中で迎えた新しい年が、会員企業の皆様にとつて希望多き充実した年となりますことを祈念いたします。また、貴間税会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員の皆様と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものとして導入される社会保障・税番号制度につきましては、本年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月以降、国税分野でこれら番号の利用が開始されることとされております。

国税当局といたしましては、平成28年1月からの個人番号及び法人番号の利用開始に向け、関係民間団体及び本人確認事務を実施することとなる法定調査提出義務者の関係業界団

体に対しまして、社会保障・税番号制度の概要及び国税分野における番号利用についての周知を国税庁ホームページなどを通じて早期に行っているところであります。誠実な納税者の団体であります貴間税会の皆様におかれましても、社会保障・税番号制度について御理解いただき、税務行政の良き理解者として、引き続きお力添えいただきますようお願い申し上げます。

また、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

このような環境の中、私どももいたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を着実に果たしていくためには、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などのICT化を推進し、納税者の利便性の向上とより一層の行政運営の効率化に努めるとともに、大多数の善良な納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応をさせていただく一方、悪質な納税者には毅然とした厳正な態度で臨むことにより、税務行政への理解と信頼を深めていく必要があると考えております。

第2回・女性の集い

平成26年10月16日(木)

第2回女性の集いを長島なのはな里マルセイユにてフレンチを頂きながら女性部ほか30名の参加にて行いました。数日前までは台風1号が東海地方に接近し、当日のお天気を気にかけておりましたが、天候に恵まれ、なほなの花も色あざやかに私達を出迎えてくれました。

桑名税務署長様には「税務あれこれ」、そして女性の雇用についてご講演いただき、また法人課税第1部門統括国税調査官様のきき酒の実演致し、会員の皆さんで体験致しました。さらに、会員の弁護士嶋田幸司先生に、知っているつもりでもなかなか理解できていなかった「相続」について事細かく

実例を上げながらご説明いただき、さらに「M&A」についても資料に基づいて詳しく講義をしていただきました。これからも会員の方々のお役に立てます様に

体に対しまして、社会保障・税番号制度の概要及び国税分野における番号利用についての周知を国税庁ホームページなどを通じて早期に行っているところであります。誠実な納税者の団体であります貴間税会の皆様におかれましても、社会保障・税番号制度について御理解いただき、税務行政の良き理解者として、引き続きお力添えいただきますようお願い申し上げます。

また、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

このような環境の中、私どももいたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私どもに課せられた使命を着実に果たしていくためには、e-Tax（国税電子申告・納税システム）などのICT化を推進し、納税者の利便性の向上とより一層の行政運営の効率化に努めるとともに、大多数の善良な納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応をさせていただく一方、悪質な納税者には毅然とした厳正な態度で臨むことにより、税務行政への理解と信頼を深めていく必要があると考えております。

中学生「税の標語」

女性部会長 佐藤 文子



平成26年11月16日(日) 税を考える週間桑名法人会の恒例事業「子供税金クイズ大会」の式典の中で、桑名税務連絡協議会関係の各種表彰に交じって、桑名間税会の中学生「税の標語」の表彰を行いました。

今回の「税の標語」募集では、管内の中学校の中から、15中学校、203名、282作品の応募がありました。その中から、桑名税務署と桑名間税会のメンバーでの厳正な審査を行い、桑名税務署長賞、桑名間税会長賞、三重県間税会連合会長賞、優秀賞10作品が選ばれました。

また本年は初めての試みとして、10月31日から2週間、桑名税務署1Fロビーにて、作品展示を行い、例年以上に沢山のの方の見ていただくことができました。

広報委員長 佐藤 貴志

桑名市立陵成中学校 松野 倭和 納めた税 今日どこかで 活かしている  
いなべ市立員弁中学校 加田 千鶴 ありがとう みんなの税で 豊かな時間  
いなべ市立員弁中学校 林 智也 税金で 次の世代に つながる未来  
いなべ市立大安中学校 山本 楓希 税金は 社会を育む 大事なお金  
いなべ市立北勢中学校 岡野 光李 支えよう 明るい社会を 納税で  
木曾岬町立木曾岬中学校 三倉 秀斗 税金は 皆のために 未来のために  
木曾岬町立木曾岬中学校 幅 晃児 税金で よい国 よい町 よい未来  
桑名市立多度中学校 久世 悠月 税を知る 未来を変える 第一歩  
桑名市立明正中学校 加藤 有斗 よい明日を みんなでつこう 納税で  
桑名市立明正中学校 加藤 梨梨花 税金で よりよい福祉 輝く未来

2014 中学生「税の標語」入賞作品

Table with 4 columns: Award Name, School Name, Student Name, Slogan. Includes categories like 桑名税務署長賞, 桑名間税会長賞, etc.



# 全間連全国大会 福岡大会

九州は博多のホテルニューオータニで開催された、全国間税会総連合会第41回通常総会福岡大会」に桑名間税会から、青山会長を含め8名のメンバーで参加しました。

今回参加の一番の目的は、「かんちゃん・しょうちゃん」のPRと、来年9月18日に花水木で開催が決まっている「全間連第42回通常総会三重大会」の視察が、でありました。



さすがは150万人の人口を抱える大都市福岡、総会・懇親会の運営は素晴らしいもので、接待する間税会メンバーのおもてなしにも感動しました。その中で、桑名間税会のメンバーは臆することなく、次期開催地「とーかんちゃん・しょうちゃん」のPRをし、来場者から注目を浴びました。ちなみに、プライベートト打ち上げでは博多の名物を肴に盛り上がりました。

# 税連協ボーリング大会

平成26年11月27日(木)恒例の桑名税務連絡協議会主催の親睦ボーリング大会。本会からは(有)東海ビジネスの佐藤さん、(株)トモエの西藤さん、昭和印刷(株)の園目さん、(有)日進印刷の水谷さん、(有)山路損害保険事務所の山路さんの5名でエントリーしました。

【団体の部】見事優勝！、2位は桑名商工会議所、3位は東海税理士会桑名支部でした。

【個人の部】本会の園目さんが優勝！、西藤さんがBB入賞でした。会計理事 伊藤 正

# 合同研修視察旅行

(公社)桑名法人会と合同で、台風一過で晴天のもと、研修視察旅行を実施しました。今回の視察先は、袋井市にある日本たばこ産業株式会社J.T東海工場、大塚製薬株式会社袋井工場そして浜松市にあるうなぎバイファクトリーにある三工場です。J.T東海工場は普段一般には未公開で、今回、桑名税務署から磐田税務署経由でお願いし実現しました。たばこ離れが進



平成26年10月7日(火)



水分とイオン(電解質)をスムーズに補給するために開発され、スポーツドリンクの代名詞となりました。現在では環境に配慮したエコボトルに充填して出荷しています。最後の視察は「一夜のお菓子うなぎバイ」で有名な春華堂の工場です。こちらも最新鋭の設備で数種類のうなぎパイを焼くラインを見学し、沢山のお土産を購入し工場を後にしました。そして、次は食事会です。場所は昭和9年開業、経済産業省認定の近代化産業遺産、数々の映画のロケにも使用された蒲郡クラシックホテルでの食事です。歴史



んでいる中、自動化された最新鋭の設備で1分間に1,000本のたばこが製造されています。大塚製薬ではポカリスエットの製造ラインの見学です。ポカリスエットは、点滴など薬品を製造する大塚製薬で、飲む点滴液のコンセプトのもと、発汗で失われた

と伝統を感じさせるレトロな雰囲気の中で、優雅な気分です。ついでに桑名に帰ってこよう。結びに、今回の研修視察で、ご協力頂いた税務当局の皆さま、そしてご参加頂きました皆さまに心より感謝を申し上げます。担当委員の報告と致します。



桑名税務連絡協議会では「税を考える週間」街頭宣伝活動として、桑名市内のショッピングセンターで「電子納税の啓蒙のピラ配布」を行いました。毎年の恒例の事業となっており、市民の皆さんに啓蒙のピラとシャープペンシルを配布しました。

# 税を考える週間・街頭宣伝

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで  
消費税及び地方消費税の申告と納税は3月31日(火)まで  
確定申告は正しくお早めに！！

確定申告書の作成には、国税庁 HP「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



まずはクリック！！

国税局・税務署

# 注目 改正された相続税のことを お知りになりたい方へ

平成27年1月から相続税の基礎控除が引き下げられました

Q. 基礎控除って、いくらなの？

A. 基礎控除額は、次のとおりです。

【改正前】平成26年12月31日までに相続が開始した場合  
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)



【改正後】平成27年1月1日以降に相続が開始した場合  
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

相続などで財産をもらったら相続税がかかるのかしら？



その総額が基礎控除を超えなければ、申告は必要ないですよ！

(例)相続人が、妻と子供2人の場合の基礎控除

【平成26年12月31日まで】  
5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000万円

↓  
【平成27年1月1日以降】  
3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

※ 相続した遺産額が基礎控除額を超える場合は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。